



<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>25. 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役CEOが招集する。取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p>	<p style="text-align: center;">28. キャリアコンサルティング業務</p> <p>29. 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p>
<p>② <u>株主総会においては、取締役COOが議長となる。取締役COOに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役CEOがこれを招集し、議長となる。取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>② <u>代表取締役が複数あるときは、前項の招集権者および議長は、代表取締役のうち、取締役会においてあらかじめ定めた者がこれにあたる。</u></p> <p>③ <u>前2項の規定に基づき招集権者および議長に定められた代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>代表取締役が複数あるときは、前項の招集権者および議長は、代表取締役のうち、取締役会においてあらかじめ定めた者がこれにあたる。</u></p> <p>③ <u>前2項の規定に基づき招集権者および議長に定められた代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年11月28日(予定)

定款変更の効力発生日 2024年11月28日(予定)

以上